

令和4年

第10回農業委員会総会議事録

令和4年10月6日(木)

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 職 務 代 理 者 の 選 出
- 4 議 事
- 5 報 告

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 職務代理者の選出
日程第4 議事（議案第1号から第3号）
日程第5 報告（報告第1号から第4号）

委員及び出欠委員の氏名

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 24名

出 席 委 員（22人）

1番	樋上	豊	2番	白山	一男
3番	土合	正夫	4番	帯刀	眞理子
5番	浅井	満	6番	城石	美枝子
9番	森	敏朗	10番	進藤	久司
11番	栗山	信治	13番	明石	茂
14番	末永	久義	15番	林	康弘
16番	高橋	吉博	17番	前田	進
18番	竹内	正治	19番	永森	薫
20番	高口	宗範	21番	稲垣	潔
22番	山崎	善夫	23番	堀	正
24番	有沢	敏博	25番	小川	博行

欠 席 委 員（2人）

7番	金	賢志	8番	炭谷	一三
----	---	----	----	----	----

議事日程

第 1 議事録署名人の指名

第 2 会期の決定

第 3 職務代理者の選出

第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

第 5 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について
報告第 3 号 農地法第 4 条の規定による届出の受理について
報告第 4 号 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長	遠藤 修	副主幹	村中 一也
主査	高木 淳也	主事	原 美里

射水市農林水産課

主任 矢野 由香里

会議の概要

開会時刻 午後 1 時 5 5 分

議長（堀会長）

ただいまから、令和 4 年第 10 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（堀会長）

まず、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長において「25 番 小川委員」「1 番 樋上委員」を指名いたします。

会 期 の 決 定

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

職務代理者の選出

議長（堀会長）

次に、日程第3 職務代理者の選出についてお諮りします。

松山氏がお亡くなりになられたことで現在職務代理者が空席となっておりますが、射水市農業委員会規程において、職務代理者は、委員の互選によりあらかじめ選出することとなっております。

選出の方法は、前回、令和2年12月の改選時組織総会と同様、各地区の代表者からなる運営委員会が選考委員会となり、候補者を選考してもらうということでいかがでしょうか。また、その選考委員会の委員長を永森委員とすることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声起る）

議長（堀会長）

異議なしと認め、運営委員会を選考委員会とし職務代理者の候補者を選考することといたします。

それでは、ただちに選考委員会を開催します。運営委員の樋上委員、明石委員、林委員、永森委員、稲垣委員は、隣の302会議室へ移動をお願いします。

運営委員以外の方は、これより暫時休憩といたします。その場でお待ちください。

（休憩、選考委員は別室で協議、候補者を決める）

議長（堀会長）

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

19番 永森委員より選考結果の報告をお願いします。

選考委員長（永森委員）

選考委員を代表して、選考委員会の選考結果をご報告します。

職務代理者候補に3番 土合委員を選考したことをご報告します。

土合委員は、農業委員を4期務めています。経験や知識も豊富で、地域の

農業者の良き相談相手として日ごろから活動するなど、職務代理人としての資質を十分に兼ね備えていることから、満場一致にて、土合委員を職務代理人候補として選定しました。

議長（堀会長）

ただ今、永森委員から土合委員を職務代理人の候補者として選定した旨の報告がありました。

お諮りいたします。ただいま候補者として選定された土合委員を、職務代理人に選出することに、ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしのようでありますので、職務代理人に土合委員を選出することに、賛成の委員は拍手をもって承認をお願いします。

（拍手多数）

議長（堀会長）

拍手多数であります。よって、土合委員を職務代理人に選出することといたします。

土合委員は、職務代理人席の方へお願いします

議長（堀会長）

新しく職務代理人に就任された土合委員、一言ご挨拶をお願いします。

職務代理人（土合委員）

松山委員の残任期間1年余りですが、職責を全うしていきますので、皆様のご協力の程よろしくお願い申し上げます、簡単ではございますがあいさつに代えさせていただきます。

議長（堀会長）

ありがとうございました。

議 事

議長（堀会長）

次に、日程第4 議事についてお諮りいたします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

（議案第1号の説明・表決）

議長（堀会長）

まず議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第1号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可決されました。

（議案第2号の説明・表決）

議長（堀会長）

次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第2号の申請番号24番について、林委員から説明をお願いします。

林委員

議案第2号の申請番号24番について説明します。

申請人は、市内の総合病院の内科に勤務する医師です。

地域住民の健康を守りたく、また、地区において内科の診療所が少ないことから、この地域に内科の診療所を開設し、地域に貢献したいと考えました。

計画地の選定において検討したところ、既存の宅地においては診療所として必要な敷地面積の確保が難しく、また条件に適した敷地については所有者の承諾が得られず、売地として候補地はありませんでした。

申請の敷地は、市街化調整区域ではありますが、周辺地域には射水市役所本庁舎及び市の関連施設があり、既存の集落にも近い場所です。前面は市道線に面しており、利用者の利便性にも富んだ場所です。また、隣接する○は7月の総会にて調剤薬局への転用申請を審議した土地であり、今回申請の診療所と併せて総合的な施設として計画しているところであります。

この度、地権者の承諾を得られたことで申請するものであり、この転用による周辺農地への影響はないと思われ、関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号25番について、稲垣委員から説明をお願いします。

稲垣委員

議案第2号の申請番号25番について説明します。

申請人の○は主に調剤薬局を全国展開している会社です。今回の申請は、申請地にほど近い○病院の敷地内に新規薬局建設をするにあたり、敷地内に現場作業・資材置場等を確保することが困難なため、一時的な対応として計画されているものです。

病院は病棟数○床および外来数が一日千人を超える県内でも大規模な病院であり、敷地内にある外来患者用の駐車場は○台あります。しかしながら、朝の外来患者が多い日は、その9割以上の駐車実態があります。また、職員用駐車場は○台あり、これらについても手一杯の状態です。

今回計画の新規薬局建設では、建設作業のため駐車スペースを一時休止する必要があり、加えて現場作業・資材置場スペースを確保するとすると、外来患者への影響が多大となることから、敷地外でそのスペースを確保することを検討いたしました。

周囲には必要となるスペースを確保できるような空地はなく、農地に囲まれています。

そこで主要道路沿いで、かつ、周辺農作業に影響の少ない農地を検討し協議した結果、地権者および地元の了解を得られた当該申請地において、一時転用することを計画いたしました。

この一時転用による周辺農地への影響はないと思われ、関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号26番について、末永委員から説明をお願いします。

末永委員

議案第2号の申請番号26番について説明します。

申請人は、地内で店舗を借りてを経営しておりますが、店舗建物の賃貸借契約が終了し立ち退かなければならなくなり、新たに店舗を建築したいと考えました。

現在の店舗のお客様は地区の方が多く、店を構える場所は、現店舗から近く、かつ地区内であることを条件に土地を探したところ、申請地所有者から土地を売ってもよいとの話がありました。

申請地は市街化調整区域にありますが、現店舗からそれほど離れていないうえ、近隣には住宅が多く、周辺地元住民の方々に利用していただくと考えており、店舗1棟と駐車スペース11台分を計画しました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号27番について、浅井委員から説明をお願いします。

浅井委員

議案第2号の申請番号27番について説明します。

申請人夫婦の夫は、現在、地内で駐在所を兼ねた住宅にて妻と子供一人の三人で生活しております。来年度には射水市内への転勤がほぼ決まっており、これを機に将来的に子の成長に伴う家族の生活設計を総合的に検討した結果、一戸建て住宅を取得することの考えに至りました。

申請地は、申請人夫婦の妻の父が所有者であり、妻の父をはじめ親族から、同地にて一戸建て住宅を取得することを強く勧められたこともあり、申請人夫婦は、当該申請地の使用貸借権を取得し、この地に住宅を新築する計画に及びました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第2号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起きる)

議長(堀会長)

ご異議なしと認めます。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(堀会長)

全員挙手です。

よって、議案第2号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

(議案第3号説明・表決)

議長(堀会長)

次に、議案第3号農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(矢野)

議案書により説明。

議長(堀会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

(「なし」の声起きる)

議長(堀会長)

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第3号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起きる)

議長(堀会長)

ご異議なしと認めます。議案第3号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 (堀会長)

挙手全員であります。

よって、議案第 3 号射水市農用地利用集積計画については、原案のとおり決定することに可決されました。

報 告

議長 (堀会長)

次に日程第 5 報告です。

(報告第 1 号の説明)

議長 (堀会長)

まず、報告第 1 号農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局 (高木)

議案書により説明。

議長 (堀会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

林委員

案件中の 地区の解約について、地区内の業者の事業拡大に伴い、転用の話がでており、土地の所有者からは資材置場等となるような話を聞いている。事務局でわかることがあれば教えてほしい。

事務局 (原)

事業拡大に伴い、既存の資材置場を別の用途に使用するため、新しく資材置場が必要になると事前相談で聞いているが、まだ具体的な土地利用計画図はでてきていない。

議長 (堀会長)

他に質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。

各案件についてご了知をお願いいたします。

(報告第 2 号の説明)

議長（堀会長）

報告第2号農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

各案件について、ご了知をお願いいたします。

（報告第3号の説明）

議長（堀会長）

報告第3号農地法第4条の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第4号の説明）

議長（堀会長）

報告第4号農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって令和4年第10回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時38分

その他協議・報告事項

- 1 次回開催場所と時刻について
 - ・開催日 11月7日(月)午後2時から
 - ・会場 射水市役所大島分庁舎3階大会議室
- 2 令和4年度 富山県農業委員会研修大会
- 3 委員欠員に伴う募集状況 中間報告
- 4 市の農業関連緊急支援予算措置について
- 5 配布資料
 - ・全国農業図書目録
 - ・のうねん9月号
 - ・アグリとやま

議 長

署名委員

署名委員